



平成19年 第2回定例会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



平成19年11月27日（火）開会

平成19年11月27日（火）閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

平成 19 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会会議録

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第 1 号 (11 月 27 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
説明のために出席した者の職氏名	3
開会 (午後 1 時 30 分)	3
中村広域連合長の招集あいさつ	3
菊池議員のあいさつ	4
砂野議員のあいさつ	4
開議	4
日程第 1 議席の指定 (新議員)	5
日程第 2 議長の選挙	5
砂野議長の議長就任あいさつ	5
日程第 3 会議録署名議員の指名	6
日程第 4 会期の決定	6
日程第 5 諸般の報告	6
日程第 6 認定第 1 号 平成 18 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の 認定について	6
水口事務局長の提案説明	7
兵頭監査委員の決算審査結果報告	7
表決	8
日程第 7 議案第 9 号 平成 19 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)・ 水口事務局長の提案説明	8
渡部議員の質疑	9
水口事務局長の答弁	9
表決	9
日程第 8 議案第 10 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 制定について	10
中村広域連合長の提案説明	10
表決	11
日程第 9 議案第 11 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について	11
中村広域連合長の提案説明	11
表決	12

閉議	12
中村広域連合長の閉会あいさつ	12
閉会（午後 2 時 7 分）	13

平成19年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第5号

平成19年11月20日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 中村時広

11月定例会を次のとおり招集する。

記

1 日 時 平成19年11月27日(火)午後1時30分

2 場 所 松山市役所 本館 11階 大会議室

平成19年11月27日(火曜日)

議事日程 第1号

11月27日(火曜日)午後1時30分開議

日程第1

議席の指定(新議員)

日程第2

議長の選挙

日程第3

会議録署名議員の指名

日程第4

会期の決定

日程第5

諸般の報告

日程第6

認定第1号 平成18年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について
(説明. 質疑. 討論. 表決)

日程第7

議案第9号 平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
(説明. 質疑. 討論. 表決)

日程第8

議案第10号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について
(説明. 質疑. 討論. 表決)

日程第9

議案第11号 愛媛県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

本日の会議に付した事件

日程第 1

議席の指定 (新議員)

日程第 2

議長の選挙

日程第 3

会議録署名議員の指名

日程第 4

会期の決定

日程第 5

諸般の報告

日程第 6

認定第 1 号

日程第 7

議案第 9 号

日程第 8

議案第 10 号

日程第 9

議案第 11 号

出席議員 (19 名)

1 番	岡 本 誠 司	2 番	稲 葉 輝 二
3 番	菊 池 伸 英	4 番	砂 野 哲 彦
5 番	藤 原 明 生	6 番	寺 井 政 博
7 番	石 橋 寛 久	8 番	高 橋 英 吾
9 番	仙 波 憲 一	10 番	近 藤 司
11 番	渡 部 高 尚	12 番	伊 藤 孝 司
14 番	中 村 佑	15 番	井 原 巧
17 番	高須賀 功	21 番	中 村 剛 志
24 番	稲 田 溜	25 番	坂 本 末 光
26 番	澤 本 誠		

欠席議員 (7 名)

13 番	大 森 隆 雄	16 番	三 好 幹 二
18 番	上 村 俊 之	19 番	玉 水 寿 清

20番 白石勝也
23番 山下和彦

22番 河内紘一

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長	藤田 康	資格管理係長	小川 泰人
医療給付係長	北須賀 仁志	主 事	宇高 徹二
主 事	岡田 大介	主 事	丹 通教

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	中村 時 広	副広域連合長	佐々木 龍
副広域連合長	谷 口 長 治	監 査 委 員	兵 頭 正
会計管理者	横 山 正 博	事 務 局 長	水 口 一
総 務 課 長	増 元 昌 輝	事 業 課 長	羽 藤 隆 信

○水口事務局長 日程に入ります前に、報告事項を申し上げます。

去る、7月3日に松山市選出の宇野議員及び豊田議員から一身上の都合により議員辞職願が提出され、閉会中につき、同日付をもって副議長において、これを許可致しました。

また、辞職許可に伴い、現在当広域連合議会の議長が空席となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うことになっております。

それでは、藤原副議長よろしくお願い致します。

[藤原副議長 議長席に着く]

◆◆◆ 午後1時30分開会 ◆◆◆

○藤原副議長 ただいまから、平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を開会致します。

◆◆◆ 広域連合長招集あいさつ ◆◆◆

○藤原副議長 広域連合長より今議会招集のあいさつがあります。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 本日、ここに愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集をお願い申し上げ、平

成 19 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

また、この度、広域連合議会の議員として新たに選出されました議員の皆様方につきましては、なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、来年 4 月からスタート致します後期高齢者医療制度の施行に向け、広域連合と致しましては、高齢者の方に安心して医療を受けていただくための新たな制度への円滑な移行及び効率的な運営を図ることができるよう、遺漏のない準備に万全を期して取り組んでいるところであります。

今議会では、平成 18 年度一般会計決算の認定、平成 19 年度一般会計補正予算案、後期高齢者の保険料率等を定めた後期高齢者医療に関する条例の制定、並びに広域計画の策定といった広域連合の運営にかかわる重要案件について、ご審議をお願いすることと致しておりますので、なにとぞ十分にご審議をいただき、適切なるご判断とご決定を賜りますことをお願い申し上げます、今議会招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひを致します。

○藤原副議長 この際、去る 7 月 2 日開会の松山市議会におきまして、稲葉議員が再選出されておりますのでご報告致します。

また、9 月 10 日開会の松山市議会において、菊池議員、砂野議員が選出されておりますので、ご紹介致します。

まず、菊池議員。

[菊池議員 登壇]

○菊池議員 先だつての松山市議会で選任されました菊池伸英でございます。この問題に関しては、常々興味がありましたし、今後自分なりに勉強してですね、この議会を通じて自分の意見等を述べさせていただくつもりでありますので、今後ともお見知りおきのほどお願ひを申し上げます。

(拍 手)

○藤原副議長 次に、砂野議員。

[砂野議員 登壇]

○砂野議員 こんにちは。松山市議会議長の砂野でございます。今後皆様方のご指導をいただいて一生懸命に頑張っていきますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

(拍 手)

○藤原副議長 以上で紹介を終わります。

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○藤原副議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表第 1 号のとおりであります。

◆◆◆ 議席の指定（新議員） ◆◆◆

○藤原副議長 まず、**日程第 1、「議席の指定」**を行います。今回新たに選出されました稲葉議員、菊池議員及び砂野議員の議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により、副議長においてただいまご着席の議席と指定致します。

◆◆◆ 議 長 の 選 挙 ◆◆◆

○藤原副議長 次に、**日程第 2、「議長の選挙」**を行います。

本選挙は、広域連合議会の議長でありました宇野議員の広域連合議員辞職に伴い、議長が欠員となりましたので、その選挙を行うものであります。

おはかり致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤原副議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定を致しました。

おはかり致します。指名の方法につきましては、副議長において指名することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤原副議長 ご異議なしと認めます。

したがって、副議長において指名することに決定致しました。

それでは、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議長に砂野議員を指名致します。

おはかり致します。ただいま副議長において指名致しました、砂野議員を愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○藤原副議長 ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名致しました砂野議員が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました砂野議員が議場におられますので、この席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知を致します。

議長に当選されました砂野議員のごあいさつがあります。

[砂野議長 登壇]

○砂野議長 議長就任にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

この度は、皆様方のご推挙をいただきまして、心から御礼申し上げます。

もとより微力ではございますけれども、当広域連合議会の円滑な運営が図れますよう、懸命の努力を傾注してまいり所存でございます。

議員の皆様方、中村広域連合長を初め、理事者の皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、議長就任のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(拍手)

○藤原副議長 砂野議長、議長席にお着き願います。

[藤原副議長 退席、
砂野議長 議長席に着く]

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○砂野議長 それでは続いて議事に入ります。次に、**日程第 3、「会議録署名議員の指名」**を行います。会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において 3 番菊池議員、5 番藤原議員を指名致します。

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第 4、「会期の決定」**を議題と致します。

おはかり致します。今期、定例会の会期は本日 1 日と致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定致しました。

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第 5、「諸般の報告」**を申し上げます。

愛媛県社会保障推進協議会会長向井康雄さん、並びに高齢者運動愛媛県連絡会代表柳沼穰治さんより、お手元配付のとおり後期高齢者医療制度に関する陳情書が 8,142 名の署名を添えて提出されておりますので、ご報告を致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◆◆◆ 認 定 第 1 号 ◆◆◆

○砂野議長 次に、日程第6、認定第1号「平成18年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。水口事務局長。

[水口事務局長 登壇]

○水口事務局長 認定第1号、平成18年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものでございます。

決算書の2ページと3ページをお開きください。予算現額4,630万8千円に対しまして、収入済額は4,646万9,390円となっております。

次に、4ページと5ページをお開きください。支出済額は4,481万7,973円で、差し引き残額は165万1,417円でございます。

次に、6ページと7ページをお開きください。

まず歳入であります。1款1項「負担金」の収入済額は、1,251万1,612円で、これは松山市が代表市として受け入れました老人医療費適正化推進費国庫補助金などの市町負担金でございます。

2款1項「預金利子」の収入済額は、7,003円で、2項「雑入」の収入済額は、3,395万775円は、広域連合設立準備委員会の歳計剰余金を広域連合に引き継いだものでございます。

次に、8ページと9ページをお開きください。

歳出であります。2款1項「総務管理費」の支出済額は、4,481万7,973円で、その主なものは、19節「負担金補助及び交付金」で、広域連合への派遣職員6名分の人件費負担金2,792万8,106円並びに18節の広域連合の発足に伴い、初度備品などを購入致しました、「備品購入費」などの経費でございます。

1款1項「議会費」及び2款2項「選挙費」は、当初予定しておりました広域連合議会を、19年度に延期したことにより未執行となったものでございます。

以上、平成18年度の一般会計の決算の概要について申し上げますが、これにつきましては、監査委員の審査に付し、その意見が提出されており、併せて主要施策の成果報告書を提出しておりますので、なにとぞご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○砂野議長 以上で説明は終わりました。

続きまして、監査委員より決算審査の結果報告があります。兵頭監査委員。

[兵頭監査委員 登壇]

○兵頭監査委員 監査結果のご報告を申し上げます。

平成19年7月25日付で審査要求のありました、平成18年度広域連合一般会計決算について、8月27日、石橋監査委員さんとともに審査を致しました。

その結果、決算書及び付属書類はいずれも関係法令に準じて作成されており、関係諸帳簿並びに証拠書類等を照合のうえ、関係者に説明を聴取し、慎重に審査をしたところ、歳入歳出決算はお手元に配付の審査意見書のとおりでございまして、決算書類記載の係数は正確で、適正に執行されておりましたことをご報告致します。

以上で報告を終わります。

○砂野議長 以上で報告は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております認定第1号、平成18年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定については、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 9 号 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第7、議案第9号「平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」**を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。水口事務局長。

[水口事務局長 登壇]

○水口事務局長 議案第9号、平成19年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、広域連合の運営に要する一般管理費における過不足について予算措置するものでございまして、今回の補正予算の総額は2億3,266万円の減額であり、その結果、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3億3,975万6千円となっております。

議案書の8ページと9ページをお開きください。

まず歳入であります。1款1項「負担金」は、歳出の減額に伴う各市町からの共通経費負担金2億5,284万4千円の減額を行ったものでございます。

次に、2款1項「国庫補助金」は、老人医療費適正化推進費に係る国庫補助金の追加補正として、1,853万4千円の増額を行ったものでございます。

次に、3款1項「繰越金」は、前年度からの繰越金でございます。

議案書の10ページと11ページをお開きください。

次に、「歳出」の2款1項「総務管理費」の主なものですが、1目「一般管理費」13節「委託料」のうち、電算処理システム導入委託料の1億5,700万7千円の減額は、県内20市町と広域連合とを結ぶ情報ネットワーク構築のための電算処理システムに係る機器調達方法の変更に伴い、減額補正を行ったものでございます。

次に、19節「負担金補助及び交付金」につきましては、県内各市町からの派遣職員に係る人件費負担金4,775万9千円を減額したものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○砂野議長 以上で説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

渡部議員から質疑の通告がありますので、発言を許可します。

○渡部議員 議長。

○砂野議長 渡部議員。

[渡部議員 登壇]

○渡部議員 西条市選出の渡部でございます。補正予算に関連してご質問を申し上げます。

被保険者証の発送経費につきまして、広域連合の予算の中で支出してはどうかという申し入れを西条市から致しておるところでございますが、広域連合のお考えをお聴き致したい。

また、予算総計主義の観点からお伺いを致したい。後期高齢者医療に係る経費の歳入・歳出については、市町から負担金を徴して、全ての経費を保険者である広域連合の予算として計上して、経理すべきと考えますが、如何でございましょうか。理事者のお考えをお伺い致したいと思っております。以上です。

○砂野議長 答弁を求めます。水口事務局長。

[水口事務局長 登壇]

○水口事務局長 渡部議員に被保険者証の発送経費の広域連合としての考え方等について、お答え致します。

まず、発送経費の広域連合としての考え方についてであります。被保険者証の引渡しに係る事務は、高齢者の医療の確保に関する法律等により、市町事務と定められているところであります。

しかし、事務の執行にあたり、広域連合が設置された目的の一つでもある事務の効率化や合理化の観点から、広域連合と各市町との協議によって、事務分担の変更をすることが出来るものとなっております。

このことから、被保険者証の一斉交付につきましては、広域連合で発送方法の統一化についても視野に入れ、様々な観点から費用対効果等も含め、広域連合案を提示して、資格管理部会及び担当課長会で協議を行うとともに、被保険者証の一斉交付の事務分担について意向調査を行いました。その結果、発送方法が各市町によって「普通郵便・配達記録・直接手渡し」と異なっていることから、各市町において統一化を図ることが出来なかったため、発送方法については、経費も含め市町の判断で行うことと、担当課長会で決定をしたところであります。

また、西条市からの要望によりまして、再度、県内関係市町に対して、被保険者証の一斉交付の統一化についての意向調査を実施致しましたが、統一化に同意するが 8 市町、同意しないが 12 市町と、各市町において発送方法の統一化を図ることが出来ませんでしたので、ご報告致します。

次に、広域連合の予算の計上についてであります。予算につきましては、法律等で定められている各市町と広域連合の事務分担に基づき、それぞれ予算を計上することとなっておりますのでご理解賜りたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○砂野議長 以上で、答弁は終わりました。よろしいですか、はい。それでは質疑を終結致します。

本件に対する討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 9 号、平成 19 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）については、原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○砂野議長 はい、全員起立であります。したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 10 号 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第 8、議案第 10 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」**を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 議案第 10 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の 13 ページをお開きください。

本案は、当広域連合が行う後期高齢者医療について、法令に定めるもののほか、制度を適正に運営するための必要な事項を定めようとするものでございます。

まず、「葬祭費」につきましては、被保険者の方が亡くなられたときに、葬祭を行う方に対しまして、2 万円を支給するものでございます。

次に、「保健事業」につきましては、被保険者の健康の保持増進のために健康診査など必要な保健事業を行うことと致しております。

次に、「保険料に関する事項」につきましては、保険料の算定方法や所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の減額賦課の方法、並びに保険料の徴収猶予・減免等について条例で定めることと致しております。

次に、「保険料の賦課方法」につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」等により、個人を単位として賦課を行い、県内において均一賦課となっております。また、2 年を一期とした財政運営を導入しておりますことから、保険料率は 2 年ごとに見直すこととなっております。

そこで、保険料率についてであります。所得割率につきましては、基礎控除後の総所得金額に 7.85 パーセントの割合を乗じることとし、均等割額につきましては、年額で 4 万 1,659 円のご負担をいただくこととなっております。さらに、所得が低い方に対する法律に基づく 7 割、5 割、2 割の軽減措置による軽減後の保険料につきましては、7 割軽減の方で月額 1,041 円、5 割軽減の方で月額 1,735 円、2 割軽減の方で月額 2,777 円の見込みとなっております。

現在、軽減対象となる被保険者の方の割合は、約 50 パーセントとなっております。

また、保険料の賦課限度額は、法律により 50 万円と定めております。

この結果、一人当たりの平均保険料は、月額で 6,199 円となる見込みでございまして、国が示しました保健事業等を除いた医療給付費分に係る一人当たりの平均保険料の月額 6,200 円と比較致しましても、当広域連合の保険料は同程度となっております。

いずれに致しましても、被保険者の皆様方には、新たなご負担をいただくこととなりますが、この後期高齢者医療制度を安定的かつ継続的に運営をしていくうえにも、被保険者の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○砂野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 10 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議 案 第 1 1 号 ◆◆◆

○砂野議長 次に、**日程第 9、議案第 11 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」**を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 議案第 11 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

広域計画につきましては、地方自治法第 291 条の 7 第 1 項の規定により作成するものでございます。「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内すべての市町が加入する広域連合が後期高齢者医療制度の運営主体となることから、広域計画では制度運営上の基本方針や基本的事項を定めております。

広域計画の 4 ページをお開きください。急速な高齢化に伴い、医療費が増大する中で、国民皆保険を堅持する必要があることから、まず計画策定の目的を将来にわたって安定的かつ計画的な医療保険運営及び財政運営を行うことと致しました。

次に、5 ページをお開きください。計画期間につきましては、国並びに県が策定する医療費適正化計画等との整合性を図ることから、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間としております。

次に、6 ページと 7 ページをお開きください。計画の目的を達成するための基本方針と致しまして、「後期高齢者医療制度に係る事務の効率化」など 7 つの取り組み方針を定めております。これら 7 つの方針に基づく具体的な取り組みにつきましては、8 ページ以降に基本施策として整理を致しております。

次に、14 ページをお開きください。新たな制度をスタートするにあたり、何よりも大切なことが 75 歳以上の後期高齢者の方にいかにして情報をお伝えし、制度の内容をご理解願ひ、計画の目的を達成するためにご協力いただくかということであると認識致しております。

このことから、住民との関係作りを最重要課題として位置付け、具体的な取り組みを継続して行うことにより、住民周知と理解の促進を図ることと致しております。

最後に、15 ページをお開きください。後期高齢者医療制度については、これから始まる新しい制度でございます。そのため、計画と現実との間には場合によっては様々なギャップが生じるものと予測されますことから、広域計画の評価・改善を繰り返し行うことによって、計画の実効性を確保するとともに、広域連合の安定的かつ効率的な運営を図ってまいりたいと考えております。

以上で広域計画の策定についての説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○砂野議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

おはかり致します。ただいま議題となっております議案第 11 号、愛媛県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定については、原案可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○砂野議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

以上で、日程は全部終了致しました。

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○砂野議長 したがって、本日の会議を閉じます。

◆◆◆ 広域連合長閉会あいさつ ◆◆◆

○砂野議長 閉会にあたり、広域連合長からあいさつがあります。中村広域連合長。

[中村広域連合長 登壇]

○中村広域連合長 平成 19 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

今回の定例会におきましては、平成 19 年度一般会計補正予算のほか、平成 20 年 4 月からの新たな制度において被保険者となる後期高齢者の方にご負担をいただく保険料に関する条例や、これからの運営指針となる広域計画の策定など、広域連合の運営に要する重要案件についてご審議をいただき、適切なるご決定を賜りまして、ここに滞りなく会議を終了できましたことを心から厚くお礼を申し上げます。

先ほどもお話しさせていただきましたとおり、この新しい制度は、国の法改正によって全国一斉に来年の 4 月から始まる制度でございます。もちろん運営母体はわれわれ広域連合でございますけれども、ご案内のとおり保険料等々の仕組みにつきましても、国の方で定めた一定のルールに基づいてはじき出されてくるわけでありまして、何分新しい制度でありますから広域連合と致しましても、被保険者の方々にその周知・ご理解をいただけるように一生懸命努力をしておりますが、新制度のスタートというのは何分混乱もあると思われましますので、また、それぞれの市町におかれましても、こうしたような詳細につきましてもそれぞれのお立場でご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

今回の議決に基づきまして、後期高齢者医療制度の円滑かつ効率的な運営を図るべく万全を期して取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方のご協力を賜りますよう繰り返しお願い申し上げます。閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○砂野議長 これをもちまして、平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会致します。

午後2時7分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 砂 野 哲 彦

副 議 長 藤 原 明 生

議 員 菊 池 伸 英

議 員 藤 原 明 生